

1 地域生活支援拠点等における「体験の機会・場」機能の整備について

(1) 親元等からの自立に向けた 1 人暮らし体験の支援

検討事項

- 事業目的について、一人暮らし体験の機会を提供することにより、親元等からの円滑な自立の促進を図ることとしてはどうか。
- 事業実施について、各区の障がい者基幹相談支援センターに委託することとしてはどうか。
- ※障がい者基幹相談支援センターの業務の一つとして「親元からの自立等に向けた相談に応じ、様々な体験等の機会が得られるようにコーディネートを行うこと」が位置づけられている。
- 対象者について、本市在住の在宅の障がい者のうち、親等と同居して生活している者であって、親元からの自立に向けた一人暮らし体験を希望する者としてはどうか。
- 支援者について、障がい者基幹相談支援センターの受託法人の職員のほか、他の障がい福祉サービス事業者の支援者にも依頼できることとしてはどうか。
- 支援内容について、6 か月の間に支援計画に基づいた 2 泊 3 日程度の宿泊体験を 5 回程度行う事業としてはどうか。
- 6 か月を超える支援を要する場合は、福祉局障がい福祉課との協議を行い、それまでの支援実績及び以降の支援計画を勘案して本事業適用の適否を決める仕組みとしてはどうか。
- 対象者が重度訪問介護等の法定給付の対象者要件を満たす場合、それらと組み合わせて実施する事業としてはどうか。
- 宿泊体験の実施場所について、障がい者基幹相談支援センターの受託法人が所有する居室等の活用を検討するほか、適切な体験ができる場所であれば、ウィークリーマンション等の活用も柔軟に検討できることとしてはどうか。

ワーキング会議メンバー意見（概要）

①実施事業者について

- 障がい者基幹相談支援センターに委託することは合理的であり、各区内の障がい者とその家族、事業者等へは非常にわかりやすいと思われる。委託する場合は、人材を確保するための委託料の上乗せが必要である。もしくは現状の業務に制限をかけ、地域の相談支援事業者と業務のすみ分けをする必要がある（例えば、障がい者基幹相談支援センターは基本的には計画相談を実施しないなど）。また各区における社会資源の総数が異なるため、コーディネートにおける困難さのバラツキが存在する。各区ではなく圏域などでのコーディネートする視点を持たなくては十分な機能を果たすことが難しいと思われる。
- 家族同居からの一人暮らしへの支援では、精神障がい者のケースも相当数あるため、委託先には障がい者基幹相談支援センターだけでなく、地域活動支援センターも対象にしておくべきである。

②利用者について

- 親元からの自立に向けた一人暮らしを「希望」する者としてしまえば、制度的に活用しにくい。本人が意思表示をはっきりできるのであれば、地域生活拠点等における体験の機会・場を創設するまでもなく、すでに自立に向けて進んでいる。必要なのは、現段階で本人の希望はハッキリしないけれども活用することで、本人の気持ちが整理できるツールとして活用できることにある。
- グループホームから一人暮らしへの移行の支援においても、必要とされる場合は、この事業の対象にできるように考えてほしい。
- 施設・病院から一人暮らしへの地域移行支援では体験宿泊加算（夜間支援あり700単位／日、なし300単位／日）があるが、施設・病院から一旦家族の元へ戻って、そこから一人暮らしに移行する場合は、この事業の対象になると理解してよい。

③事業内容等について

- 支援内容は2泊3日程度ということだが、最初は1泊2日、最終的には5泊や6泊などもあり得るので、泊数や回数は柔軟に取り扱うべきである。
- 6か月に2泊3日程度の宿泊体験を5回程度行うと考えているが、実際に一人暮らしとなる直前に短期の間隔で繰り返して実施することで安心して暮らせることになると考えられることから、回数の上限を増やすことができないのだろうか。
- 体験前の当事者・家族との打ち合わせや体験計画作成、事後の検証も補助対象となるように示されているが、その理解でよいのか。また障がい状況により2人介護が必要な場合は、2人分の補助も可能とすべきである。
- 2人介護や、泊り介護も考えられるので、その対応に応じた報酬算定が必要である。
- 「6か月間に2泊3日×5回程度」は、厳密にそこまでやらなければ補助されない、ということではないと理解してよいのか。
- 宿泊体験の実施場所について「区障がい者基幹相談支援センターの受託法人が所有する居室等の活用を検討するほか」となっているが、そもそも24区障がい者基幹相談支援センターを運営している法人において、そのような居室等を所有しているのか。大阪市において、提供先を公募して事前にエントリーしておいて、宿泊体験を希望した場合そこから選択するのも一案ではないかと思う。
- 宿泊場所の確保経費について、ウィークリーマンション等を活用する場合には実費で補助するようにすべきである。

④事業実施上の留意事項について

- 自立についての定義を共通の理解にする必要がある。いつ・どのようになど、本人の描くゴールや目標に対して柔軟に対応できるツールでなくてはならない。そうでなければ、単に一人暮らしさせるためのツールになり、支援者中心の事務的な支援になってしまう。
- 本事業では「親元からの自立に向けた一人暮らし体験を希望する者」を対象としているが、「一人暮らし体験をしたい」という希望を形成する支援（意思形成支援）は必要ないか。これまで当然に積みあげられるべき経験・知識が奪われた障がいのある人が、結果的に、一人暮らしを望まない、あるいは一人暮らしに消極的であるとして、それらの人に対する働きかけ（ピアサポート活動等）は必要ないか。ただし、これらについては、本整備とは別途検討されてもよいかと思う。

(2) 入所施設からの地域移行を更に促進する仕組み

検討事項

- 事業目的について、計画的な外出支援を通じて地域生活体験の機会を提供することにより、障がい者支援施設からの地域移行の促進を図ることとしてはどうか。
- 事業実施について、各区の障がい者基幹相談支援センターに委託することとしてはどうか。
※障がい者基幹相談支援センターの業務の一つとして「障がい者支援施設等からの地域移行支援に係るコーディネートを行うこと」が位置づけられている。
- 対象者について、本市において施設入所支援の支給決定を受けて、指定障がい者支援施設に入所している者であって、地域生活への移行の検討を希望する者としてはどうか。
- 対象者の把握については、事前に本市内の指定障がい者支援施設に照会して回答をえる方法を検討してはどうか。
- 支援者について、障がい者基幹相談支援センターの受託法人の職員のほか、指定一般相談支援事業の従事者にも依頼できることとしてはどうか。
- 支援内容について、原則 6 か月間、計画的な外出支援（1 か月あたり20時間程度）を行い、指定地域移行支援の利用につなげる事業としてはどうか。
- 対象者の身体的理由や障がい特性から 2 人体制による支援を必要とする場合は、個別の事例を確認して認めることとしてはどうか。
- 6 か月を超える支援を要する場合は、福祉局障がい福祉課との協議を行い、それまでの支援実績及び以降の支援計画を勘案して本事業適用の適否を決める仕組みとしてはどうか。
- 支援実施前の対象者との事前相談等については、体験調整（コーディネート）の経費において評価する仕組みとしてはどうか。

ワーキング会議メンバー意見（概要）

①実施事業者について

- 障がい者基幹相談支援センターに委託することは合理的であり、各区内の障がい者とその家族、事業者等へは非常にわかりやすいと思われる。委託する場合は、人材を確保するための委託料の上乗せが必要である。もしくは現状の業務に制限をかけ、地域の相談支援事業者と業務のすみ分けをする必要がある（例えば、障がい者基幹相談支援センターは基本的には計画相談を実施しないなど）。また各区における社会資源の総数が異なるため、コーディネートにおける困難さのバラツキが存在する。各区ではなく圏域などでのコーディネートする視点を持たなくては十分な機能を果たすことが難しいと思われる。

②利用者について

- 入所施設からの地域移行を「希望」する者としてしまえば、制度的に活用しにくい。本人が意思表示をはっきりできるのであれば、地域生活拠点等における体験の機会・場を創設するまでもなく、すでに自立に向けて進んでいる。必要なのは、現段階で本人の希望はハッキリしないけれども活用することで、本人の気持ちが整理できるツールとして活用できることにある。
- 対象者は、障がい者支援施設だけでなく、療養介護も対象にしておくべきではないか。
- 障がい児入所施設における18歳以上入所者（年齢超過者）の地域移行の相談も、障がい者基幹相談支援センターで受ける機会もあるが、本事業は障がい者支援施設からの地域移行の促進と考えてよいのか。
- 精神障がい者のケースでは、精神科病院入院者は精神障がい者地域移行推進事業で体験外出もできるので、この事業対象としては想定しなくてもよいと思われるが、精神障がい者の施設入所ケース（救護施設や触法関連施設なども含む。）は地域移行推進事業の対象にはならないため、そうしたケースは対象とすべきであるとともに、障がい者基幹相談支援センターだけでなく、地域活動支援センターも委託対象にすべきである。

③事業内容等について

- 支援内容について、原則 6 か月間、計画的な外出支援を行い、指定地域移行支援の利用につなげる事業と考えるよりも、「親元等からの自立に向けた一人暮らし体験の支援」同様に、実際に一人暮らしとなる直前に短期の間隔で繰り返して実施することで安心して暮らせることになると考えられることから、1 か月あたり時間数の上限を増やすことはできないのだろうか。
- 利用期間や回数等について、ケースによって延長することも可能とするなど柔軟に判断すべきである。
- 体験前の当事者・施設との打ち合わせや体験計画作成、事後の検証も補助対象となるように示されているが、それでよいのか。また障がい状況により 2 人介護が必要な場合、2 人分の補助を可能とすべきである。

④事業実施上の留意事項について

- 自立についての定義を共通の理解にする必要がある。いつ・どのようになど、本人の描くゴールや目標に対して柔軟に対応できるツールでなくてはならない。そうでなければ、単に一人暮らしさせるためのツールになり、支援者中心の事務的な支援になってしまう。
- 本仕組みでは「…地域生活への移行の検討を希望する者」を対象としているが、「地域生活移行の検討をしたい」という希望を形成する支援（意思形成支援）は必要ないか。これまで当然に積みあげられるべき経験・知識が奪われた障がいのある人が、結果的に、地域移行の検討を望まないとして、それらの人に対する働きかけ（ピアサポート活動等）は必要ないか。ただし、これらについては、本整備とは別途検討されてもよいと思う。
- 対象者の把握については、「指定障がい者支援施設に照会して回答をえる」としているが、より積極的な把握の方法は検討しなくてもよいか。障がい者支援施設が把握する「地域移行適切者あるいは希望者」には、「思い込み」や「決めつけ」といったバイアスが含まれている可能性がないか。もちろん、そこに悪意等があるわけではなく、身近で親身に思う人であるからこそ、本人に対する「思い込み」等が起こる場合も少なくない。また、障がいのある人も日常生活をサポートする施設職員の顔色を見て、「希望する」「希望しない」と言葉で答えている可能性も否定できない。そのため、異なる方法で対象者の把握をする必要があるのかもしれないと思う。
- 対象者の把握は、市と基幹センターがセットになって施設へ訪問もしながら積極的に行い、施設への照会だけにとどめるべきではないと考える。地域で生活したいと思えるきっかけになるための入所者や施設職員との交流もセットで行うべき。
- 地域移行によって本人にもたらされる地域生活の価値を支援者や事業者が十分に理解する必要がある。これがなければ、「退所⇒一人暮らし⇒地域生活困難⇒地域ケア会議等の困難ケース⇒施設入所」といったスパイラルに陥りやすくなる。また家族は施設入所を長年「空き待ち」をして入所させた等の思いや現実が存在するため、家族に対する十分なケアとフォローが必須である。

2 地域生活支援拠点等の機能充実に向けた取組について

(1) 拠点等の登録の流れについて

検討事項

- 拠点等の機能を担う事業所は、各区域の現状や課題を十分認識し、地域のコンセンサスに基づき、効果的にその機能が発揮される必要があることから、事前に各区の地域自立支援協議会の同意を得ることとしてはどうか。
- 各区の地域自立支援協議会の同意を得る際には、登録を希望する事業所が、当該協議会において事業の実施状況や拠点等の機能を担う上での取組等について説明を行うこととしてはどうか。
- 各区の地域自立支援協議会での説明を希望する場合は、各区障がい者基幹相談支援センターへ調整を依頼することとしてはどうか。
- 登録した事業所の情報については、障がいのある方が事業所を利用する際に参考とできるよう本市ホームページに掲載することとしてはどうか。

ワーキング会議メンバー意見（概要）

①区地域自立支援協議会の同意について

- 登録の流れについて一定の枠組みを設けることは、質の担保の上でも重要である。しかしながら、自立支援協議会のメンバーがどのように評価して同意するのか。基準を明確にする必要がある。拠点等へ登録する事業者からすれば、拠点機能を持ち合わせていない団体や事業者から評価されることは理解しがたいものであり、登録の促進にはつながらないと思われる。（評価なしの同意・承認が良いと思われる。）
- 各区地域自立支援協議会での説明を希望する前に、各区障がい者基幹相談支援センターならびに各区役所（担当部署）に対して登録を行うことの趣旨を説明した後に、各区障がい者基幹相談支援センターと各区役所が連携して調整するのが望ましいと思う。これは、各区役所における各区地域自立支援協議会に関する担当部署・者の温度差を解消させる目的も含んでおり、積極的な参画の一環になるのではないかと。
- 「拠点機能を担う事業所について、事前に各区の地域自立支援協議会の同意を得ること」に関して、協議会の事務局会議（区といくつかの事務局構成団体）の同意でよいことにすべきである。コロナ禍等で事務局会議が開催できない場合は、区や事務局団体間での同意でよいようにすべきである。また、対応が急がれるケースでは、障がい者基幹相談支援センターと区・市の同意だけでもよいことにすべきである。

②その他

- 登録した事業所間の連絡会をつくり、福祉局障がい福祉課と事業者間で積極的交流、研修会や事例検討もしながら、ノウハウを学び合えるようなスキルアップや支え合いできる仕組みも作るべきである。
- 「各区障がい者基幹相談支援センターへ調整を依頼する」とあるが、これは単なる「窓口」という位置付けか。

(2) 登録の要件について
検討事項
○登録しようとする事業所は、登録の申請にかかるサービスについて、一定の知識と経験を有し、地域の現状や課題を十分認識する必要があることから、当該サービスを1年以上継続して実施し、かつ区地域自立支援協議会に積極的に参加して障がい者基幹相談支援センターと連携を図っている事業所であることを共通の要件としてはどうか。 ○登録しようとする事業所は、上記要件を満たしたうえで、登録の申請にかかるサービス種別の要件を満たすこととしてはどうか。 ○サービス種別ごとの要件のうち、計画相談支援・障がい児相談支援については、相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が常勤の者（週当たり勤務時間32時間以上）であり、かつ常時の連絡体制を確保していることとしてはどうか。 ○地域生活支援拠点等の運用状況等について検証する必要があることから、登録した事業者には年1回程度の実績報告を求めることとしてはどうか。
ワーキング会議メンバー意見（概要）
①登録の要件について
●登録しようとする事業所の要件として、「区協議会に積極的に参加、あるいは今後参加していく」というように既に積極的に参加できていることだけにしぼらず、今後協議会に参加していけるようにしていくのがよいのではないか。訪問系やショートは既に参加している場合、事業所連絡会や事業所部会で、それらが行われている区に差があったりするのではないかと。 ●相談支援事業所の拠点加算について、以前の案「機能強化型基本報酬Ⅰ～Ⅳ取得事業所」（14%程度）から、今回案では「専門員2人以上配置、うち1名以上常勤、かつ常時の連絡体制」（55%程度）に拡大されたが、それを基本としつつも、拠点機能の支援を必要とする当事者と既に関わりのある相談支援事業所などの場合、今回案の要件を満たさない事業所であっても（例えば専門員1人体制事業所）、支援の継続性の観点等から必要に応じて、区協議会の推薦を条件にして個別に拠点加算の対象とすることを可能としてもよいのではないかと。専門員1人体制事業所でも頑張って支援してもらえる所もあるので、そうした事業所には協力してもらえるよう、個別検討の余地を残しておくべきである。
②その他
●相談支援事業所の設置数は各区で大きな差があり、少ない区では一桁の事業所数で、さらに多くは一人相談員の事業所で多忙な相談に応じていることを考えると、事前に登録する意思があるか調査するのが望ましいのではないかと。 ●登録した事業者には年1回程度の実績報告を求めることは問題がないが、各区の自立支援協議会にて同意をするならば、実績報告をベースとして自立支援協議会にて「区全体の機能評価」をするべきではないかと。